



# 犯罪被害者等見舞金

犯罪被害に遭われた市民の方に対し、見舞金を支給します

## 支給対象要件

警察署で被害届が受理された被害者で、泉佐野市に住民登録がある方 ※やむを得ない理由(DV等)により住民登録がない場合は市内在住者

## 対象となる犯罪

人の生命または身体を害する罪、またはこれに準ずる心身に有害な影響をおよぼす行為(殺人、傷害、放火、強制わいせつ等)

見舞金の種類	支給対象者	見舞金額
遺族見舞金	犯罪行為によって亡くなった市民の遺族の方 ※遺族とは、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹のうち、第1順位に当たる方	30万円 ※すでに重傷病見舞金を受給された場合は20万円
重傷病見舞金	犯罪行為によって次に掲げるいずれかの重傷病を負った市民の方 ①医師の診断により、1か月以上の療養かつ3日以上入院を要する傷害または疾病 ②医師の診断により、1か月以上の療養かつ3日以上労務に服することができない程度の精神疾患	10万円

## 申請方法

- ①泉佐野市のホームページに掲載している所定の様式(PDF ファイル)を印刷のうえ、必要事項を記載してください。
- ②記載した様式1、様式2と必要な添付資料をそろえ、市役所4階の人権推進課にお越しいただくか郵送にて提出していただきます。
- ③市で書類内容を審査させていただき、市から警察署に内容確認させていただいた上で、審査結果通知と見舞金請求書等の書類を郵送させていただきます。

## 申請期限

次のいずれかに該当する期間に限り、申請することができます。  
①当該犯罪被害の発生を知った日から2年以内  
②当該犯罪による死亡・重傷病の被害が発生した日から7年以内

## 支給できない場合

申請されたとしても、次のいずれかに該当する場合は見舞金の支給をすることができません。

- ① 被害を受けた市民と加害者との間に親族関係がある場合
- ② 犯罪被害を受けた市民が次に掲げる行為を行うなど、被害者本人に責められるべき理由や落ち度、過失がある場合
  - ア. 他人をそそのかして犯罪実行の決意を起こさせたり、犯罪行為を容易にするための助力を行う行為
  - イ. 過度の暴力や脅迫、重大な侮辱など当該犯罪を誘発する行為
  - ウ. その他、当該犯罪に関して著しく不正な行為など

## 相談について

◆犯罪被害者等相談窓口：泉佐野市役所 人権推進課

電話：072-463-1212（内線 2191・2192）

受付：月～金（年末年始・休日を除く）午前9時～午後4時

◆支援対象者：犯罪被害に遭われた市内在住、在勤、在学の方で、警察に被害届を出しているなど、客観的に被害者であることが確認できる方

◆支援の内容：相談窓口において、職員が面接または電話による相談に応じるほか、必要な情報提供などを行います。



## 関係機関の連絡先



### 【警察の総合相談】

TEL 06-6941-0030

（プッシュ回線専用）#9110

平日：9時～17時45分（時間外は当直対応）

### 【犯罪被害者支援ダイヤル】

（法テラス）日本司法支援センター

月～金：9時～21時 TEL 0570-070714

土：9時～17時（祝・年末年始休み）

### 【性犯罪被害相談】

府警 性犯罪被害110番

24時間対応 TEL 0120-548-110

#8103（性犯罪被害相談電話全国共通番号）

### 【電話相談・付添サービス】

認定NPO法人 大阪被害者支援アドボカシーセンター

TEL 06-6774-6365

月～金：10時～16時（祝・土・日・年末年始休み）

### 【ストーカー相談】

府警 ストーカー110番

TEL 06-6937-2110

24時間対応

### 【DV相談】

大阪府女性相談センター

TEL 06-6946-7890

（電話相談は24時間対応）